

第09-3号診療記録不開示苦情調査報告書

2009年12月6日採択

1. 申立事項

申立者氏名 A
患者氏名 A (男性) 年齢 65 歳
医療機関の名称 医院 (公表しない)
代表者氏名 (公表しない)、住所 (公表しない)
開示請求年月日 2009年9月9日
開示されなかった診療記録 診療録、検査所見記録
不開示記録の範囲 2005年8月31日 ~ 2006年4月13日

2. 調査経過

調査日 2009年10月13日

医療機関側当事者 看護師、院長の妻

開示請求に対するその後の対応

当初、申立人が弁護士・役所に相談しているとの言があったため、医療機関側は弁護士か再治療する他院の医師からの請求があれば開示に応じると回答してきた。もともと、8月4日には、申立人から他の医院を利用するとの申し出があり、レントゲン写真の原本を貸し出し、後に申立人本人が返却した。

9月30日に患者の権利オンブズマンから調査の手紙が医療機関へ郵送されてきたために、医師会に対応を相談し、開示請求に対する解釈に関する文書(調査当日調査員に提示)とともに医師会所定の開示請求書を入手した。

調査当日に医師会所定の開示請求書による開示請求がなされ、開示が行われた。

3. 医療機関側の主張する不開示理由

医院を開設して一度もこのような事態になったことがなかったために、対応がよく判らなかつた。

4. 判断

不開示調査を契機に、申立人の請求した診療記録が医療機関より開示されたため、医療機関に対する勧告は不要であると判断された。なお、医療機関が本件申立に関連して相談をした医師会から提供されたとされる文書(本件調査日に、医療機関よりコピーが提示された)は、個人情報保護法ならびに厚生労働省ガイドラインに抵触する以下の文言があるため、関係機関に対し、情報提供を行った。

同文書中、法令等に抵触する文言は次の通り。

「カルテをはじめ、診察に関する書類、諸検査結果等の開示は、法的には医師の裁量権に委ねられており、患者本人から提示を求められた場合でも“正当な事由”がない場合には開示する必要はなく、カルテ、検査データを見ながら相手が納得するよう、懇切丁寧に説明すれば事足りる。」 「証拠保全ではなく、法定代理人又は単

に患者側の弁護士からのカルテ及び関係書類の提出要請に対しては、要点だけを文書又は口頭で報告すれば良く、コピーでさえも渡す義務はない。」

以上

第09-3号不開示報告書に対して、県医師会会長から2010年1月21日付けで「診療記録不開示苦情調査報告書について（回答）」が届きました。

「本資料の文章を法令等に添った内容に訂正して、各医師会を通じて会員に周知致しました」、「今後とも医師会では、患者さんとの信頼関係に支えられた医療提供に取り組んで参ります」